

町税・保険料徴収の猶予制度

- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方で、納付に誠実な意思を有するなど一定の要件に該当するときは、地方税法第15条等に基づき猶予申請することにより、1年以内の期間（介護保険料等の保険料は、6か月以内）に限り、町税等の徴収の猶予を受けることができる場合がありますので、税務課までご相談ください。
- 延滞金はかかりません。
- 納付期限は一定期間猶予されますが、納付する金額は変わりません。
- 納付義務がなくなるものではありません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる町税等

令和3年1月31日までに納期限が到来する町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が対象となります。

猶予期間 町税（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）→**猶予期間1年以内**
介護保険料、後期高齢者医療保険料 →**猶予期間6か月以内**

対象となる方

新型コロナウイルスの影響により、以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね**20%以上減少**している方。
- ② それぞれの納期において一度に納付・納入を行うことが困難である方。

（注）「一度に納付・納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

想定される該当ケース

新型コロナウイルス感染症の影響により、

- ・ 離職した場合や収入が大幅に減少した場合
- ・ 納税者本人または生計を同じにする家族が病気にかかった場合
- ・ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合
- ・ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合（例：相次ぐ予約キャンセル、食材を廃棄等） など

【問合せ：税務課 電話 0224-83-6403】